

第8回 「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」

議事概要

【日 時】 平成25年11月12日（火）10:00～11:45

【場 所】 中央合同庁舎4号館1214特別会議室

【出席者】 奥脇座長、秋山委員、木場委員、久保委員、渡邊委員
商船三井客船（株）村上取締役

○概要

資料1について環境省自然環境計画課長から、資料2について商船三井客船（株）村上取締役から、資料3-1～3-4について環境省自然ふれあい推進室長からそれぞれ説明が行われ、質疑応答が行われた。

○委員からの主な意見等（「・」は委員からの意見等、「→」は説明者等からの回答）

（海域（離島を含む）における生物多様性保全の取組について）

- ・ 慶良間諸島と山陰海岸の国立公園を加えると海洋保護区はどれくらい広がるのか。
→ 慶良間諸島については、既に国定公園になっている海域があること、慶良間と山陰海岸に共通することとして海岸部では、共同漁業権区域と重複する部分があることから、これらを広げても数字はほとんど変わらないと思われるが、まだ精査はしていない。なお、各保護区が単独で占める面積は水産関係の指定区域が相当大きく、特に海洋水産資源開発促進法に基づく指定海域は6.9%と一番大きな面積を占める。
- ・ 自然公園は景観の観点から指定されるものであり、必ずしも生物学的観点から指定されるものではない。また、漁業権区域についても、漁業を維持する観点から指定されるものである。我が国の海洋保護区の考え方は、生物多様性条約の考え方と違うのではないか。
→ 生物多様性条約は、生物の多様性の保全と持続可能な利用がセットになっており、漁業のための指定区域であっても将来に渡って継続的に漁業資源が得られるのであれば、条約の持続可能な利用の観点に合致する。また、自然公園法に基づく保護区についても、景観保護と利用促進が目的ではあるが、指定によって行為規制がかかり、結果として生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。
- ・ 人が住んでおらず、観光にも適さないが、人が入ってこなかったため自然が残されている島があるかと思うが、そうした島の状態を根拠に重要海域を設定することは可能か。また、単に規制するのではなく、国、自治体、研究機関等が定期的に自然の状態を観察することが有益であると考えられるが、それと同時に人が入って自然を壊さないかを監視していくことが今後必要になるかと思う。
→ 重要海域の抽出基準の⑦自然性は、人間活動の影響が少ない所という観点なので、ご指摘のようなところは重要海域の抽出には含まれてくる。また、自然性の高い所を保護区にする制度として、自然環境保全地域があるので、規制手段は今もある。しかしながら、人がほとんど行かない所を規制する必要があるのか、議論が必要である。仮に保護区に指定するとなれば、その後の状況の確認や人の立入の管理が必要となるため、管理のことも考えて指定していく必要がある。
- ・ 我が国の海洋保護区に該当する区域である8.3%の内訳を大まかな区分で教えて欲しい。

また、この数字は他国に比べて高いのか低いのか。

→（資料1 p 2の一覧表にある）①自然景観の保護等が0.4%、②自然環境又は生物・生育場の保護等は僅かなので0.0%、③水産生物の保護培養等が9.4%であり、それぞれの重複を排除し、合計すると8.3%となる。また、海洋保護区の定義やこれに該当する制度をどう考えるかは、各国に任されており、国によって違うので他国と比較していない。

・海洋保護区のネットワーク化の推進とあるが、どのように行うのか。

→色々な観点があるが、生態的なネットワークという意味では、例えば、渡り鳥が寄る所や魚類の回遊ルート为国境を越えて保護することが考えられる。また、生活史という観点では、例えば、貝類やサンゴは卵から育った幼生が海流で流れて、干潟やサンゴ礁に行き着くが、行き着く先が保全されてないと大きくなれないので、これらを保護することや、魚で言えば、産卵場所と育つ場所が違う場合もあるので、その両方を保護することが考えられる。また、社会的なネットワークというものもあり、サンゴ礁などを国境を越えて各国がしっかり管理するということであるが、例えば、途上国の管理能力の向上を先進国が支援することなども考えられる。

・現状値の8.3%のほとんどが③とのことだが、③による規制では緩いのではないかと思う。規制による効果の検証はどのように行っているのか。

→③は（生物多様性の保全よりも）持続可能な利用に力点を置いたものであるが、獲りつくさず安定的に漁獲が得られるよう水産庁の監視船が監視したり、漁協に依頼して管理しているということだと思う。

・我が国の海洋保護区の実態は大半が水産関係の保護区域であるが、アメリカがハワイ等で広大な海域を生物多様性保全のための海洋保護区に指定しているように、今後、環境省として②を本格的に指定していくつもりはあるのか。

→持続可能な利用というより生物多様性の保全の観点に重点を置いた保護区についても規制手段はあるので、それにふさわしい重要海域があれば指定していきたい。一方、日本周辺海域では漁業も相当行われているので、漁業との調整も重要であり、関係省庁と協議が必要というのが実際のところである。

（日本周辺でのクルーズ旅行の現状について）

・離島に国民の目を向けるにはクルーズは大変重要であるという認識である。ミドルやショートのクルーズでも採算性はあるのか。

→お客様を出来るだけ集めて、コストを抑えることができれば、問題ないが、離島に寄港する場合は、コスト面で問題が生じる可能性がある。

・南鳥島や沖ノ鳥島に寄港することは現状では難しいとのことだが、工夫すべき点等アイデアはあるか。また、小型船であれば可能性はあるとのことだが、東京等スタート地点から小型船だと乗り心地に問題はないのか。

→南鳥島には滑走路側にリーフがあり、これを天然の防波堤にして、リーフを掘り込んで、停泊できるようにするというのはどうか。沖ノ鳥島にもリーフがある。例えば、ミッドウェーには、天然の防波堤を利用した港があり、実際、クルーズ船が寄港したこともある。また、小型船の乗り心地についてであるが、小型船と言っても最近では8,000トン（定員約150—200名）クラスの客船があり、気象条件にもよるが、それ程乗り心地に問題はないのではないか。

→現在整備中の両島の港湾施設は、8,000 トンクラスの海洋調査船の利用を想定したものであるが、いずれクルーズの需要が出てくれば、それに対応できるものが必要になってくると思う。なお、現地は3～8月の時期は静穏な環境にあり、港湾工事では、1万トンクラスの作業母船が漂泊しながら、作業員が小船に乗換えている。ただし、作業員は海上での作業に慣れているので、一般の方が安全に上陸できるかどうかは検討が必要と考える。

- ・例えば、東京都の場合、新島、神津島、八丈島、父島が寄港地になっているが、これらはどういう理由で選定されているのか。また、最近人気のある寄港地は何処か。

→地元の受入体制が整っている所が寄港地となっている。また、最近是世界自然遺産に登録された小笠原の父島が人気であり、来年度も5～6本の予定がある。以前は鯨が見られる時期に、年1回行くかどうかという程度であったが。

(エコツーリズムについて)

- ・エコツーリズムを行う際、人数制限は必須であると思うが、尾瀬や屋久島の例をみると上手くいくという感じがする。人数制限をすると客が減ることになるが、問題ないと考えてよいのか。また、人数制限は例えば富士山のようにお金を徴収することによって行うことになるかと思うが、どのような形で制限するかについても市町村主体で考えることになるのか。

→その通りである。なお、日本の場合、里山にある地域の暮らし、自然と結びついた伝統文化等を来訪者に見せるといったものが多く、そういうものでは人数を制限することはほとんどない。

- ・中高生を引き連れて漂着ゴミの清掃を行うというのも、エコツーリズムとして考えているのか。

→我々は限定するつもりはない。観光庁がニューツーリズムと言っているものがあるが、その中にエコツーリズム、グリーンツーリズム、スポーツツーリズム等色々なものがあり、細分化すると教育旅行というのものもある。教育旅行の中には清掃活動を含んでいるものもある他、エコツーリズムの基本的なプログラムの中にも、海岸の清掃をして、生き物の観察をするといったものがある。

- ・資料3にある地域以外にもエコツーリズムを実施している地域はあるのか。

→全国で約1,700の市町村を対象にアンケートを行った結果、少なくとも、そのうち300程度の市町村は何らかの取組を行っている。

- ・エコツーリズム推進法に基づく認定の申請は増えているのか。また、審査の結果、認定できない場合もあるのか。

→法施行からまだ5年も経っていないこともあり、認定済は慶良間、谷川岳、飯能の3件である。

- ・制度を運用していく上での課題は何か。

→法施行から5年経過したので、点検作業を始めようとしており、来年度には結果をまとめる予定である。

以上